

伊勢原市小児医療費の助成に関する条例

平成 7 年 9 月 20 日条例第 32 号

(目的)

第 1 条 この条例は、小児に係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成支援を図り、もって小児の健康の増進に資することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において「小児」とは、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校の中学部(以下「中学校等」という。)を卒業した、又は中等教育学校の前期課程を修了した日の属する月の末日(中学校等の卒業後又は中等教育学校の前期課程の修了後継続して入院している場合には、その退院の日。ただし、当該卒業した、若しくは修了した日の属する月の末日又は当該退院の日が満 18 歳に達した日の属する月の末日を経過している場合には、満 18 歳に達した日の属する月の末日とする。)までにある者をいう。

2 この条例において「乳児」とは、満 1 歳に達した日の属する月の月末までにある者をいう。

3 この条例において「児童」とは、満 1 歳に達した日の属する月の翌月の初日から満 10 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までにある者をいう。

4 この条例において「小児を養育している者」とは、次の各号のいずれかに掲げる者をいう。

(1) 小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

(2) 父母に監護されず、又はこれと生計を同じくしない小児を監護し、かつ、その生計を維持する者

5 前項各号の「父」には、母が小児を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

6 第 4 項第 1 号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該小児は、当該父又は母のうちいずれか当該小児の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

7 この条例において「医療費」とは、診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)によって算出された額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合には、その算定方法によって算定された額)をいう。

(平 10 条例 10・平 11 条例 8・平 12 条例 6・平 14 条例 6・平 15 条例 4・平 16 条例 4・平 17 条例 6・平 18 条例 27・平 19 条例 7・平 20 条例 6・平 23 条例 5・平 27 条例 13・平 28 条例 11・一部改正)

(対象者)

第 3 条 この条例により小児の医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」とい

う。)は、本市に住所を有する小児を養育している者で、その養育する小児の疾病又は負傷について国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)その他規則で定める法律(以下「医療保険各法」という。)の規定により医療(乳児及び児童を除く小児にあっては、入院に係る医療に限る。以下同じ。)に関する給付が行われるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者についてそれぞれ当該各号に規定する所得が、所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びにその扶養親族等でない 18 歳に満たない者であって当該所得があった年の 12 月 31 日において当該対象者により生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、対象者としなない。

(1) 児童に係る医療費の助成を受けようとする者 医療を受けた児童の誕生日が、1 月 1 日から 6 月 30 日までの間にあるときはその日の属する年の前々年の所得とし、7 月 1 日から 12 月 31 日までの間にあるときはその日の属する年の前年の所得とする。

(2) 小児(乳児及び児童を除く。)に係る医療費の助成を受けようとする者 小児が医療を受けた日が、1 月 1 日から 6 月 30 日までの間にあるときはその日の属する年の前々年の所得とし、7 月 1 日から 12 月 31 日までの間にあるときはその日の属する年の前年の所得とする。

3 第 1 項に規定する小児の疾病又は負傷には、次の小児に係る疾病又は負傷は含まない。

(1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護を受けている小児

(2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に基づく措置により医療を受給している小児

(3) 規則で定める医療費助成事業により医療費の助成を受けることができる小児

(平 10 条例 10・平 12 条例 6・平 14 条例 6・平 15 条例 4・平 16 条例 4・平 17 条例 6・平 18 条例 10・平 18 条例 27・平 20 条例 6・平 23 条例 5・平 24 条例 15・平 27 条例 13・一部改正)

(助成の範囲)

第 4 条 市長は、小児の疾病又は負傷について医療保険各法の規定により医療の給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によって小児に係る医療保険各法による被保険者(国民健康保険法による場合には、世帯主)その他これに準ずる者が負担すべき額から規則で定める額を控除した額を助成する。

(助成の方法)

第 5 条 乳児及び児童の医療費の助成は、病院、診療所又は薬局その他の者(以下「病院等」という。)に、対象者が次条に規定する医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、市長が助成する額を当該病院等に支払うことによって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

3 小児(乳児及び児童を除く。)の医療費の助成は、市長が対象者に支払うことによって行うものとする。

(平 10 条例 10・平 12 条例 6・平 20 条例 6・平 23 条例 5・平 27 条例 13・一部改正)

(医療証の交付)

第 6 条 乳児及び児童の医療費の助成を受けようとする対象者は、市長に申請し、規則の定めるところにより、この条例による医療費の助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

(平 10 条例 10・平 23 条例 5・平 27 条例 13・一部改正)

(届出義務)

第 7 条 対象者は、前条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(損害賠償との調整)

第 8 条 医療の給付を受ける事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が当該第三者から損害賠償を受けたときは、市長は、当該損害賠償額の限度において、この条例による助成を行わず、又は既に助成した額を返還させることができる。

(平 28 条例 11・追加)

(譲渡又は担保の禁止)

第 9 条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(平 28 条例 11・旧第 8 条繰下)

(助成費の返還)

第 10 条 市長は、偽りその他の不正な行為によって、この条例による医療費の助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(平 28 条例 11・旧第 9 条繰下)

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平 28 条例 11・旧第 10 条繰下)

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用する。

(伊勢原市国民健康保険条例の一部改正)

3 伊勢原市国民健康保険条例(昭和 34 年伊勢原市条例第 96 号)の一部を次のように改正す

る。

〔次のよう〕略

附 則(平成 10 年 3 月 6 日条例第 10 号)

1 この条例は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。

2 改正後の伊勢原市小児医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療保険各法の規定による医療の給付に係る助成について適用し、同日前の医療保険各法の規定による医療の給付に係る助成については、なお従前の例による。

附 則(平成 11 年 3 月 10 日条例第 8 号)

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 3 日条例第 6 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の伊勢原市小児医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療保険各法の規定による医療の給付に係る助成について適用し、同日前の医療保険各法の規定による医療の給付に係る助成については、なお従前の例による。

附 則(平成 14 年 2 月 28 日条例第 6 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の伊勢原市小児医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療保険各法の規定による医療の給付に係る助成について適用し、同日前の医療保険各法の規定による医療の給付に係る助成については、なお従前の例による。

附 則(平成 15 年 3 月 4 日条例第 4 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の伊勢原市小児医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療保険各法の規定による医療の給付に係る助成について適用し、同日前の医療保険各法の規定による医療の給付に係る助成については、なお従前の例による。

附 則(平成 16 年 3 月 2 日条例第 4 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の伊勢原市小児医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療保険各法の規定による医療の給付に係る助成について適用し、同日前の医療保険各法

の規定による医療の給付に係る助成については、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年 2 月 28 日条例第 6 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の伊勢原市小児医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療保険各法の規定による医療の給付に係る助成について適用し、同日前の医療保険各法の規定による医療の給付に係る助成については、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 2 月 28 日条例第 10 号)

この条例は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 9 月 11 日条例第 27 号)

この条例は、平成 18 年 10 月 1 日から施行し、第 1 条の規定による改正後の伊勢原市小児医療費の助成に関する条例第 2 条第 7 項の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 19 年 2 月 27 日条例第 7 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 2 月 29 日条例第 6 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定及び第 5 条の改正規定は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 2 月 28 日条例第 5 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の伊勢原市小児医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療保険各法の規定による医療の給付に係る助成について適用し、同日前の医療保険各法の規定による医療の給付に係る助成については、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 6 月 11 日条例第 15 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 25 日条例第 13 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の伊勢原市小児医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療保険各法の規定による医療の給付に係る助成について適用し、同日前の医療保険各法の規定による医療の給付に係る助成については、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 3 月 24 日条例第 11 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。